津島市公共施設等LED照明導入事業公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、津島市公共施設等LED照明導入事業に係る賃貸借契約の相手方となる事業者の 選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2. 事業概要

(1) 事業名

津島市公共施設等LED照明導入事業

- (2) 事業内容
 - ア LED照明器具及び設置に必要な付属品一式の賃貸借
 - イ LED照明器具及び設置に必要な付属品一式の取替等工事
 - ウ 既設照明の電力契約の把握とLED化に伴う契約変更申請
 - エ 既存設備の撤去・運搬・廃棄処分
 - オ 事業達成のために必要な現地調査・設計業務等
 - カ 取り替えたLED照明の保守
 - キ 取替工事完成図書作成業務
- (3) 対象施設

「別紙1 対象施設一覧」を参照

- (4) 既存照明器具種別及び対象箇所 既存照明・提案 L E D 照明 リスト及び省エネ試算表(様式第7)による。
- (5) 賃貸借期間

令和6年4月1日から10年間(120か月) すべての施設の照明器具を令和6年3月31日までに設置すること。 賃貸借期間終了後、津島市に無償譲渡すること。

3. 予算額

本事業の上限額は、225, 187,000円(消費税及び地方消費税を含む。)とする。

4. 実施形式

公募型プロポーザル

5. 日程

令和5年5月22日(月)公募開始

令和5年6月12日(月)質疑受付締切

令和5年6月26日(月)質疑に対する回答(ホームページ掲載)(予定)

令和5年6月30日(金)参加申込の受付締切

令和5年7月10日(月)企画提案書等の提出締切

令和5年7月21日(金)プレゼンテーション審査(予定)

令和5年8月2日(水)審査結果の通知(予定)

令和5年8月3日(木)

~ 優先交渉権者による現地詳細調査

令和5年9月22日(金)

令和5年9月22日(金)現地詳細調査に基づいたリース費見積書の提出締切

令和5年10月2日(月)契約締結(予定)

※日程は前後することがある。

6. 参加資格

(1) 本プロポーザルに参加できる者は、リース事業者を含めた複数の企業の共同体(以下「グループ」という。)とし、本プロポーザルへの参加申込時に全構成員を明らかにして、本事業に係る連帯責任を負うものとする。また、各構成員が以下の役割を分担するものとする。

ア リース役割 契約等諸手続きを行い事業遂行全般の責を負う事業者

イ 施 工 役 割 工事に関する業務をすべて実施する事業者

- ウ 調査設計役割 調査・設計業務を実施する事業者
- ※1 上記ア〜ウ以外の本事業に必要とされる事業者がいる場合は、構成員に含めることができる。
- ※2 グループの代表者はリース役割事業者(以下「代表者」という。)とする。
- ※3 リース役割以外の各役割は、一者でなく、複数者での構成も可とする。
- (2) 代表者は、津島市競争入札参加資格者名簿において「リース・レンタル」に登録された者であること。
- (3) 代表者は、当該プロポーザルの参加資格確認申請日からさかのぼって5年以内に、官公 庁発注の公共施設のLED照明賃貸借について、1件が5千万円以上の実績を有すること。
- (4) 施工役割の事業者は、津島市競争入札参加資格者名簿において「電気工事」に登録された者であること。
- (5) 構成員は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (6) 構成員は、津島市指名停止取扱要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7)構成員は、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (8) 構成員は、次のいずれの場合にも該当しないこと。
 - ・役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。

以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年 法律第77号。以下「法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。) であると認められるとき。

- ・暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に 実質的に関与していると認められるとき。
- ・役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える 目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- ・役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、 直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる とき。
- ・役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められ るとき。
- ・営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当する ことを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- (9) 参加表明時は、応募者の各役割の構成員を全て明らかにし、その役割分担を明確にすること。
- (10) 入札参加資格者名簿に未登録の者は、次の表に掲げる書類(申請日において、発行日より3か月以内のものとする。(鮮明であれば全て写しは可だが、写しの場合は原本証明されていること。)) を提出すること。

書類名	摘 要	
登記事項証明書等	法人の方のみ	
2. 此事快証の音寺	登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)	
身元証明書	個人の方及び受任者 (本籍地の市区町村で発行)	
委任状	契約権限等を委任する場合のみ。様式は任意のもの	
印鑑証明書	法人は法務局、個人は市区町村証明のもの	
納税証明書(国税)	法人の方「その3の3」 / 個人の方「その3の2」	
納税証明書	愛知県に納税義務がある場合のみ	
(愛知県税)	県税事務所が発行した納税証明書 (未納税額がないこと用)	
納税証明書 (津島市税)	津島市に納税義務がある場合のみ (完納証明書)	
許可登録等を証明する	法令により必要とする業種のみ	
書類	1471により心女にする未催いが	

7. 募集内容

(1) 募集方法

公告及び津島市公式ホームページにて募集

(2) 申込期間及び時間

期間:令和5年5月22日(月)から令和5年6月30日(金)まで

時間:持参の場合は上記期間のうち開庁日の午前9時から午後5時まで

(3) 申込方法

持参又は郵送に限る。なお、郵送の場合は必着とし、郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

8. 質疑•回答

(1) 提出方法

別添の質問書(様式第8)により、「16. 問合せ先」に電子メールにて提出し、必ず電話等で送信した旨伝え、担当課で着信したことを確認すること。

※電話又は口頭による質問は受け付けない。

(2) 期限

令和5年6月12日(月)午後5時まで(必着)

(3) 回答方法

令和5年6月26日(月)までに津島市公式ホームページにて回答を行う予定である。

9. 参加申込の手続き

(1)提出書類

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本実施要領、仕様書等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。

- ア 参加申込書(様式第1)
- イ 誓約書(様式第2)
- ウ 参加資格確認書 (様式第3)
- 工 会社概要書(様式第4)
- オ グループ構成表(様式第5)
- カ 代表者の過去5年間の官公庁発注の公共施設のLED照明賃貸借について1件が5千万 円以上の実績すべてが一覧となってわかる書類(様式任意)

(業務名、発注者名、契約年月、契約金額が記載されていること)

キ 施工役割事業者の過去5年間の官公庁発注の電気設備工事の実績すべてが一覧となってわかる書類(様式任意)

(工事名、発注者名、契約年月、契約金額が記載されていること)

ク 社会的取組を証明する書類(最大3件)

※社会的取組とは、環境マネジメントシステムの導入、障害者法定雇用率の達成、女性の活躍促進、ワーク・ライフ・バランスの推進等、社会的価値の実現に資する取り組みのことをいう。

(2) 提出期限

令和5年6月30日(金)午後5時まで(必着)

(3) 提出方法

提出する紙原本には代表者印を押印して提出し、上記データをPDFで保存したCD-ROM1 枚を持参又は郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は必着とし、郵便事故等について は提出者のリスク負担とする。

(4) 提出先

〒496-8686 愛知県津島市立込町2丁目21番地津島市総務部財政課 管財・営繕グループ

10. 企画提案書等作成方法

企画提案書等は、仕様書に基づいた内容とし、令和5年7月10日(月)の午後5時までに提出すること。また、提出物としては表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを9部(正1部、副8部)及び作成した電子ファイル(Word、Excel)並びに作成した電子ファイルをPDF化したものを保存したCD-ROM1枚を提出すること。なお、「ア 提案書提出届」については正本の書類に原本を添付し、副本にはその写しを添付すること。

(1) 提出書類

- ア 提案書提出届 (様式第6)
- イ 提案書
- ウ 既存照明・提案LED照明リスト及び省エネ試算表(様式第7)
- エ リース費内訳明細書
 - ・現地詳細調査後の費用増減を決めるため、諸経費等を施設毎に按分し、各施設の使用機器毎の製品代及び施工費について内訳明細を記載すること。
- 才 機器仕様明細書
- カ 参加申込時の提出書類の写し(「9.参加申込の手続き(1)提出書類」のエ~ク)

(2) 提案書の作成方法

別添の仕様書に基づき、A3サイズ片面5枚以内(様式自由、図表の挿入可)とし、原則、本文のフォントは資料として読みやすいフォントを使用して、サイズを12ポイントとし、次の内容を記載すること。

ア 事業計画等

- ・本事業の全体的な施工計画を作成し、記載すること。
- ・施工役割に当たる全ての事業者について、費用がどのように負担されるか記載する こと。

イ 省エネ効果

・「(3)省エネ効果算出のための設定」を用いて、リース期間10年間の消耗品費削減額、電気使用料金削減額、電力量削減量、排出二酸化炭素削減量を記載すること。

ウ 使用機器選定基準

・施設や器具種類等ごとに、どのような基準で機器を選定するか記載すること。また、 照明器具の機能について、施設の日常の使用目的や保全管理を考慮した有益性のあ る提案を記載すること。

工 物品保守

- ・保証対象について記載すること。
- ・保証内容について記載すること。
- ・維持管理・保守の実施体制について記載すること。

オ その他

・ア〜エまでの他に、本市にとって有益性のある創意工夫の提案を記載すること。

カリース費

・ひと月あたりのリース料及びリース期間の支払総額を記載すること。

(3) 省エネ効果算出のための設定

項目	設定		
①既設照明消耗品費	既存照明・提案LED照明リスト及び省エネ試算		
① 以 放 照 的 佰 程 面 負	表(様式第7)に記載された金額を用いる。		
②既設照明電気使用料金	③の既設照明使用電力量に従量電気代単価		
心 成似的电双使用种亚	「¥29.00」を乗じて計算する。		
 ③既設照明使用電力量	既存照明・提案LED照明リスト及び省エネ試算		
心 机政思列使用电刀重	表(様式第7)に記載された数値を用いる。		
	③の既設照明使用電力量に、環境省が公表してい		
	る「電気事業者別排出係数(特定排出者の温室効		
④既設照明二酸化炭素排出量	果ガス排出量算定用)R3年度実績 R5.1.24公		
	表」の中部電力ミライズ㈱の基礎排出係数		
	「0.000449 (t-C02/kWh)」を用いて計算する。		
⑤LED照明消耗品費	10年間のLED照明の消耗品費は0円とする。		
⑥LED照明電気使用料金	⑦のLED照明使用電力量に従量電気代単価		
のしじ D 無効电 X 区 川 村 亚	「¥29.00」を乗じて計算すること。		
	既存照明・提案LED照明リスト及び省エネ試算		
 ⑦LED照明使用電力量	表(様式第7)に記載された各照明の点灯時間と		
()しじし 無例 区川电 // 重	施設の稼働日数から、LED照明機器の使用電力		
	量を計算する。		
	⑦の既設照明使用電力量に、環境省が公表してい		
	る「電気事業者別排出係数(特定排出者の温室効		
⑧LED照明二酸化炭素排出量	果ガス排出量算定用)R3年度実績 R5.1.24公		
	表」の中部電力ミライズ㈱の基礎排出係数		
	「0.000449 (t-CO2/kWh)」を用いて計算する。		

11. 審査方法

本要領及び仕様書等に基づき提出された提案書等について、津島市プロポーザル選考委員会

が審査する。

(1) 審査の流れ

ア 応募者は提案書等に基づくプレゼンテーションを行う。その後、質疑応答を実施した 上で審査を行う。プレゼンテーションは35分、質疑応答は15分を予定している。

なお、会場、スクリーンは本市で用意するものとし、パソコン、プロジェクターその他の必要機材は提案事業者が準備すること。

- イ プレゼンテーションの出席者は7名以内とする。
- ウ プレゼンテーションは、事前に提出した提案書を用いることとし、それ以外の資料等 の使用は認めない。
- エ プレゼンテーションは、令和5年7月21日(金)に開催する予定である。なお、会場は津島市役所入札室とし、詳細は応募者に別に通知する。

(2) 審査の方法

- ア 応募者からの提案書類及びプレゼンテーションをもとに提案内容の実行能力を審査する。
- イ プレゼンテーション審査の結果、審査員の合計評価点が最も高い提案をした応募者を 最優秀提案者とし、事業契約に向けての優先交渉権者とする。また、次点を優秀提案 者とし、次点交渉権者とする。なお、合計評価点が同点の場合は、提案された省エネ 効果がより大きい応募者を優先交渉権者とする。

なお、本プロポーザルで最優秀提案者として選定された事業者は、審査の結果、最 適な事業者として選定したものであり、津島市との契約が約束されるものではない。

- ウ 配点の6割を最低基準とし、最低基準点に満たない場合は、優先交渉権者として選定 しない。
- エ 審査に係る評価及び採点に関する異議は受け付けない。

(3) 審査項目

審査項目は別表のとおりとする。

(4)審査結果の通知

審査を受けた全ての事業者に対し、審査の結果を通知する。通知日については、令和5年8月2日(水)を予定している。

12. 契約等について

優先交渉権者となった者は、以下のとおり現地詳細調査を行った上で、賃貸借契約内容について、市と協議を行う。

(1) 現地調査及び提出物

「既存照明・提案LED照明リスト及び省エネ試算表(様式第7)」に掲載するすべての施設について現地詳細調査を行う。また、各施設へ照明器具に関する要望のヒアリングを行い、各施設にとって最適な照明設計を行うこと。

なお、現地詳細調査を行う際は、各施設と協議し、施設運営に支障が出ないよう配慮

すること。

また、「既存照明・提案LED照明リスト及び省エネ試算表(様式第7)」は、調査結果及びヒアリングに基づき内容を更新すること。

- ア 調査期間 令和5年8月3日(木)から令和5年9月22日(金)まで
- イ 提出期限 令和5年9月22日(金)
- ウ 提出物 (ア)賃貸借契約に係る見積書・施設ごとの内訳書
 - ・提案書で提出した機器及び工事内容から、現地詳細調査及びヒア リングの結果、変更となった機器についての機器製品代及び施工 費に関しては、公共発注工事単価の7割を上限とする。
 - (イ) 既存照明・提案LED照明リスト及び省エネ試算表 (様式第7)
 - (ウ) 施工計画書
- (2) 契約締結(予定)日 令和5年10月2日(月)

13. 提出書類の取扱い

- (1) 提出されたすべての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の差し替え及び追加・削除は認めない
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。ただし、市が本プロポーザルに関する報告、公表のために必要な場合は、提出事業者の承諾を得ずに使用できるものとする。
- (4) 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。
- (5) 企画提案書等の提出は1者につき1案とする。
- (6) 提出された書類に含まれる著作権、特許権等日本国の法令に基づいて保護される第三者 の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提出した事業者が追う。

14. 情報公開及び提供

市は企画提案者から提出された企画提案書等について、津島市情報公開条例(平成12年3月31日条例第1号)の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とする。

15. その他

(1) 費用負担

書類作成、提出及びプレゼンテーションに係る一切の経費は、提出者の負担とする。緊 急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、 停止、中止または取り消すことがある。なお、この場合においてプロポーザルに要した費用を市に請求することはできない。

(2) 参加辞退の場合

随意契約の相手方として決定されるまでは、いつでも参加を辞退することができる。辞退した者は、これを理由として以後の選定等に不利益な取扱いを受けるものではない。

なお、辞退する場合は、速やかに書面(様式第9)によりその旨届け出るものとする。

(3) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- ア 参加資格要件を満たしていない場合、又は候補者決定までの間に参加資格要件を満た さなくなった場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- オ 見積書の金額が予算額を超過した場合

(4) 著作権

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受託先にあらかじめ通知することによりその一部または全部を無償で使用(複製、転記又は転写をいう。)することができるものとする。

(5) 異議の申し立て

企画提案者はプロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立 てることはできない。

(6) 不当要求への対応

契約の履行に当たり、妨害または不当要求を受けた場合は、警察へ被害届を提出すること。これを怠った場合は、契約の相手方としない措置を講じることがある。

(7) 企画提案書等作成及びプレゼンテーションに用いる言語等

本プロポーザルの手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)によるものとする。

(8) 記載内容以外の事項

実施要領、仕様書及び企画提案書等に示す要件、構成等は主要項目であり、これらに明記していない事項についても本業務を遂行する上で当然備えるべき事項については要求内容に含まれるものとして提出書類を作成すること。

16. 問合せ先

担 当 津島市総務部財政課管財・営繕グループ

担 当 者 平田 犬飼

所 在 地 〒496-8686 愛知県津島市立込町2丁目21番地 (津島市役所3階)

電話番号 0567-55-9989

Eメール zaisei@city.tsushima.lg.jp

審査項目

	審査項目	審査の視点	配点 (100点)
組織評価(38点)	事業を円滑に遂行できる体制	リース・施工・機器納入・調査設計の役割 分担が明確で相互に協力できる体制となっ ているか。	5
	類似事業の実績	リース役割事業者の過去5年間の同種事業 実績(官公庁発注の公共施設のLED照明 賃貸借)が豊富にあり、信頼できるか。	10
	施工品質	施工役割事業者は公共工事の実績が豊富に あり、その施工に信頼性があるか。	10
	市内業者の活用	施工役割事業者の内、津島市内に本店を有 する津島市競争入札参加資格者名簿の登録 業者を有効に活用しているか。	10
	社会的取組	社会的取組の実績があるか。(最大3件)	3
提案内容評価(62点)	維持管理・保守の実施体制	リース期間中における維持管理・保守の体 制が確立されているか。	10
	工事の計画	工事の施工計画、工程表は公共施設の工事 として適切であるか。 資材の保管場所や撤去材の一時保管場所等 の仮設計画は適切であるか。	5
	環境問題への取組・省エネ性能	使用機器の選定、施工方法、廃棄計画等で 環境に配慮したものになっているか。	10
		消耗品費、電気使用料金、消費電力量及び 二酸化炭素排出量の削減効果がどの程度あ るか。	7
	提案の独自性・優位性	提案内容に工夫がなされ独自性・優位性が あるか。	10
	事業コスト	事業コストを削減する工夫がされている か。また、削減する工夫は妥当か。	20